

郡山市業務継続計画会議設置要綱

(設置)

第1条 地震、水害等の大規模な自然災害又は新型インフルエンザ等の感染症の発生等により、人員、物資、情報、ライフライン等の活用可能な資源が著しく制約される状況下において、平時の業務が中断されることに伴う社会的な混乱を最小限に止めることを目的とし、当該状況下における優先的に行うべき業務の特定又はその順位付けを図る業務継続計画（以下「BCP」という。）の策定及び定期的な見直しを行うため、郡山市業務継続計画会議（以下「BCP会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 BCP会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) BCPに関する調査及び研究に関すること。
- (2) BCPの策定に係る検討に関すること。
- (3) BCPの調整に関すること。
- (4) BCPの定期的見直しに関すること。
- (5) その他BCPの推進に関し、必要と認める事項

(組織)

第3条 BCP会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には総務部防災危機管理課長を、副委員長には総務部防災危機管理課長補佐をもって充てる。
- 3 委員には、次の職員をもって充てる。
 - (1) 別表に掲げる所属の課長補佐又は事務局次長
 - (2) その他委員長が必要と認める職員
- 4 委員長は、BCP会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 BCP会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、BCP会議の運営上必要があると認める場合には、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第5条 BCP会議の事務局は、総務部防災危機管理課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、BCP会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部	総務法務課
	行政マネジメント課
政策開発部	政策開発課
	D X戦略課
財務部	財政課
税務部	市民税課
市民部	市民・N P O活動推進課
文化スポーツ部	文化振興課
環境部	環境政策課
保健福祉部	保健福祉総務課
	保健所総務課
こども部	こども政策課
農林部	農業政策課
産業観光部	産業雇用政策課
建設部	道路建設課
	道路維持課
	河川課
都市構想部	都市政策課
会計課	
議会事務局	総務議事課
教育委員会事務局教育総務部	総務課
教育委員会事務局学校教育部	学校管理課
選挙管理委員会事務局	
監査委員事務局	
農業委員会事務局	
上下水道局	総務課
	下水道保全課